

(Ⅲ) 飼料生産拠点育成地区整備事業

第1 趣旨

要綱別表3のⅡの2の飼料生産拠点育成地区整備事業（以下（Ⅲ）において「整備事業」という。）の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、別表2の整備事業名等の欄の（2）の事業については、飼料生産拠点地区推進事業（以下（Ⅲ）において「推進事業」という。）の実施期間内とし、別表2の整備事業名等の欄の（1）及び（3）の事業については、推進事業の実施期間のうち、いずれかの1年間とする。

第3 事業の内容

1 飼料生産組織経営高度化支援

要綱別表3のⅡの2の事業内容欄の1の飼料生産組織経営高度化支援整備は、飼料生産組織が、次の（1）から（3）のいずれかに該当する経営の高度化の取組を行う場合に必要な施設の整備を支援するものとする。

- （1）事業実施前年度において法人格を有していない組織が、事業開始年度内に法人化をすること。
- （2）原則として、事業実施年度の作業面積が、平成21年度又は平成19年度から平成21年度の3カ年の平均と比較して、20ヘクタール（北海道にあっては40ヘクタール）以上拡大すること。
- （3）（1）及び（2）と同等以上の経営の高度化の取組として、協議会が地方農政局長の承認を得たもの。

2 TMRセンター施設整備

要綱別表3のⅡの2の事業内容の欄の3のTMRセンター施設整備は、牛用の飼料であって、地域の自給飼料を活用したTMR（完全混合飼料）の生産・供給を行う組織が、次の全ての要件に該当する取組を行うのに必要な施設の整備を支援するものとする。

- （1）TMR原料となる粗飼料のうち国産飼料の占めるTDN重量の割合が「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本指針」の基準年（平成20年度）における全国の粗飼料自給率の数値（79%）を上回るとともに、受益者全体の粗飼料自給率（TDNベース）の目標自給率－現状自給率（事業実施の前年度の粗飼料自給率）で求めるポイントが次に定める値以上増加すること。

- | | | |
|---|-------------------------|--------|
| ア | 現状地が80%未満・・・・・・・・・・ | 5ポイント |
| イ | 現状地が80%以上～85%未満・・・・・・・・ | 4ポイント |
| ウ | 現状地が85%以上～90%未満・・・・・・・・ | 3ポイント |
| エ | 現状地が90%以上～95%未満・・・・・・・・ | 2ポイント |
| オ | 現状地が95%以上・・・・・・・・・・ | 増加すること |

- (2) TMR原料となる粗飼料に占める地域内で生産された粗飼料の割合（TDNベース）が1／2以上であること。

3 粗飼料広域流通拠点整備

要綱別表3のⅡの2の事業内容の欄の2の飼料の広域流通拠点整備は、国産粗飼料について、広域流通を図る者が広域流通拠点の整備を行う場合に必要な施設の整備を支援するものとする。

ただし、事業計画において、収集した国産粗飼料の概ね1／2以上について、市町村の範囲を越える流通であって、かつ、道のりで30キロメートル以上の流通が計画されている場合に限る。

4 放牧実施体制の整備

要綱別表3のⅡの2の事業内容の欄の（3）の放牧実施体制整備は、次の要件すべてを満たす者が放牧の拡大の取組を推進するために必要な別表2の整備事業名等欄の放牧実施体制整備に掲げる施設の整備を支援するものとする。

ア 事業開始前年と比較して、放牧により活用する面積又は放牧家畜（牛に限る）の頭数もしくは日数が拡大し、かつ飼料自給率の向上が見込まれること。

イ 放牧により活用する総面積が、おおむね0.5ヘクタール（北海道にあっては1ヘクタール）以上あること。

ウ 放牧により活用する大家畜の総頭数が5頭（北海道にあっては10頭）以上であること。

エ 適正な放牧面積及び頭数を確保し、原則として年間60日以上放牧を行うこと。

- 5 事業実施者が、事業開始後にやむを得ず5戸に満たなくなった場合には、新たに参加者を募ることにより、5戸以上となるよう努めるものとする。

- 6 要綱別表3のⅡの2の補助要件の欄の（4）の生産局長が別に定める事項は別表1に定める事項とする。

第4 事業実施等の手続

1 整備事業計画の作成

- (1) 要綱第5の1の（1）に基づく飼料生産拠点育成地区事業の事業実施計画（以下（Ⅲ）において「整備事業計画」という。）の作成及び申請は、別記様式第1号により行うものとする。

- (2) 要綱第5の1の（3）の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 施行箇所及び設置場所の変更

エ 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

オ 施設等の新設又は廃止

2 地方農政局長の承認

- (1) 地方農政局長は、要綱別表3のⅡの2の補助要件の欄に掲げる要件を全て満たし、

一体的に実施する推進事業の事業実施計画（以下（Ⅲ）において「推進事業計画」という。）の承認が見込まれる場合に整備事業計画の承認を行うものとする。

（２）地方農政局長は（１）の承認をする場合には、財政法（昭和22年法律第34号）第34条の２の財務大臣の承認後、協議会を経由し、事業実施主体に対し、別記様式第2号により通知するものとする。それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨の通知をするものとする。

（３）地方農政局長は、（２）の承認の通知に当たっては、推進事業計画の承認と併せて、通知するものとする。

3 事業の着工

（１）事業の実施については、原則として交付決定後に着工するものとする。

（２）事業実施主体は、事業に着工するときは、速やかにその旨を別記様式第3号の入札結果報告・着工届により協議会を経由して地方農政局長に届け出るものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を別記様式第4号により、協議会を経由して地方農政局長に提出するものとする。

（３）（２）のただし書により交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、交付金の交付が確実となってから、事業に着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記載するものとする。

（４）地方農政局長は、（２）のただし書による着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

4 管理運営

（１）管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

（２）管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施者が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を委託することができるものとする。

（３）指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）に対し、適正な管理運営が行われるよう指導すると

ともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備、施設等の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、一体的に実施する推進事業の規定により、事業開始年度から目標年度の前年度において、当該年度における事業の実施状況について、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

2 国は、事業実施主体に対し、1に定める報告以外に、必要に応じて、事業実施状況に関し、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

3 事業実施状況に対する指導等

地方農政局長は、1による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

4 地方農政局長は、3の指導を行うに当たっては、事業において導入した施設等について、施設等の利用率又は稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合に、事業実施主体に対し改善の指導を行うものとする。

第6 事業の評価

要綱第7に基づく事業の評価は、地区推進事業の規定に準じて行うものとする。

第7 補助要件

要綱別表3のⅡの2の補助要件の欄の(4)の生産局長が別に定める事項は別表1のとおりとする。

第8 事業の実施基準

1 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは、認めない。

2 補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

3 共同利用施設整備の一般基準は以下のとおりとする。

(1) 補助対象

補助対象とする共同利用施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の

定めるところによるものとする。

- (2) 補助の対象とする共同利用施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、古品古材の利用については、荒廃家屋、廃校等の利用のほか、乾燥調製貯蔵施設等の機械設備の機能向上のための整備についても、既存施設の有効利用の観点から補助の対象とする。この場合、増築、併設等には、既存の乾燥調製貯蔵施設等の機械設備の機能向上のための整備及び古品古材の利用については、荒廃家屋、廃校等の古品古材も含まれるものとする。

また、原則として、この場合の古品古材の利用については、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成18年9月8日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (3) 共同利用施設の導入に対する補助は、新たな技術体系の普及、高度な産地の育成等を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、既存共同利用施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）は、補助の対象としないものとする。

また、共同利用施設の附帯施設のみの整備についても、補助の対象としないものとする。

- (4) 共同利用施設の能力及び規模は、産地の作付面積、飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案して決定するものとし、整備事業計画の作成に当たっては、アンケート調査等により農業者の共同利用施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力・規模の決定を行うものとする。

さらに、生産コストの低減を図る観点から、農地利用の合理化及び共同利用施設の利用を十分推進し、担い手への集中等を通じた効率的な生産体制の確立に資するよう配慮するものとする。

加えて、必要に応じ、共同利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう、適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、放牧の方法、飼料の供給・流通の方法等についても十分な検討を行うものとする。

- (5) 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。

- 4 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用施設を整備する場合については、次によるものとする。

- (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

- (2) 当該施設の受益戸数は、原則として、5戸以上とする。

(3) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(4) 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

5 共同利用施設の基準等

整備事業の実施における共同利用施設の基準等については別表2に掲げるとおりとする。

6 事業の対象地域

整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

7 費用対効果分析

要綱別表3のⅡの2の補助要件の欄の（3）の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、投資が過剰とならないよう、整備する施設等の導入効果について、「強い農業づくり交付金等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）を適用することにより費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

第9 他の施策との関連

1 環境と調和のとれた農業生産活動

協議会は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、事業参加者から点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

本事業の事業参加者のうち配合飼料を購入している畜産農家等及び当該畜産農家等を構成員としている者（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

第10 その他

1 国から他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組は本事業の補助の対象としない。

2 不正行為等に対する措置

国は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

3 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

また、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

4 この要領に定めるもののほか、整備事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

別表 1

整備事業の実施における満たすべき事項

要綱別表 3 のⅡの 2 の補助要件の欄の（４）の生産局長が別に定める事項は、次のとおりとする。

事 項
1 既存の施設・機械（以下「施設等」という。）の利用状況、個人による選別・出荷状況、個人施設等の保有・使用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 都道府県が作成する「農業機械の導入に関する計画」の利用下限面積を満たしていること。
3 施設等への過大な投資を防ぎ稼働の効率化を図るため、作付品種の分散、収穫時期の調整により、特定の日に集中することのないよう検討されていること。
4 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。また、産地の作付面積、単収、生産数量、出荷計画等が実績及び作物を取り巻く状況から見て妥当であること。
5 施設内の管理室、休憩室、分析室、格納庫等の所要面積が、機能、利用計画等からみて妥当であること。
6 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立てに努めるとともに、償却費等を勘案し、適正に設定されていること。
7 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
8 投資効率（費用対効果）の算出プロセス及び根拠が適切であること。また、当該投資効率が 1.0 以上であること。
9 国庫補助分が、対象となる補助率で正しく計算されていること。
10 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
11 附帯施設について、不要なものがないこと。
12 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
13 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
14 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設等の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
15 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
16 適正な収支計画となっていること（支出については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格、支出等を勘案

した適正な水準に設定されていること。)
17 独立行政法人等の試験研究機関や都道府県、市町村等関係機関の連携・支援体制が整備されていること。また、必要に応じ専門家等による経営診断等の指導が受けられる体制となっていること。
18 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営できる体制となっていること。
19 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしていること又は認可等の見込みがあること。
20 施行方法の選択が適切になされていること。
21 入札の方法に関する知識を有していること。
22 事業実施体制が、十分なものとなっていること。
23 地元関係者との合意形成が図られていること。
24 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別表 2

整備事業に実施における共同利用施設の基準等

整備事業名等	事業内容		要件等
飼料生産拠点育成地区 整備事業 (1) 飼料生産組織経 営高度化施設 (2) TMRセンター 施設	1	混合飼料調製・供給 施設	・施設用地の造成整備を含む。
	2	混合飼料貯蔵・保管 庫	・施設用地の造成整備を含む。
	3	飼料作物収穫調製・ 貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
	4	単味飼料貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。 ・TMR（完全混合飼料）セン ターを整備する場合に限る。
	5	地域未利用資源調製 貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。 ・TMR（完全混合飼料）セン ターを整備する場合に限る。
	6	飼料生産・調製・保 管施設	・施設用地の造成整備を含む。
	7	農機具格納庫	・施設用地の造成整備を含む。 ・要綱別表 3 のⅡの 3 の飼料生 産拠点育成地区リース事業と一 体的に整備する場合の当該機械 の格納に要する施設の整備に限 る。
(3) 広域流通拠点整 備	1	混合飼料調製・供給 施設	・施設用地の造成整備を含む。
	2	混合飼料貯蔵・保管	・施設用地の造成整備を含む。

		庫	
	3	飼料作物収穫調製・貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
	4	単味飼料貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。 ・TMR（完全混合飼料）センターを整備する場合に限る。
	5	地域未利用資源調製貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。 ・TMR（完全混合飼料）センターを整備する場合に限る。
	6	再成形機械施設	・施設用地の造成整備を含む。
	7	飼料生産・調製・保管施設	・施設用地の造成整備を含む。
	8	計量施設	・施設用地の造成整備を含む。
	9	農機具格納庫	・施設用地の造成整備を含む。 ・要綱別表3のⅡの3の飼料生産拠点育成地区リース事業と一体的に整備する場合の当該機械の格納に要する施設の整備に限る。
(4) 放牧実施体制整備	1	放牧道整備	・放牧を実施する上で特に必要と認められる場合のみ
	2	雑用水施設整備	
	3	隔障物整備	
	4	放牧地・放牧林地の整備	・放牧地・放牧林地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備
	5	簡易的なひ陰舎及びけい留用施設の整備	・放牧を実施する上で特に必要と認められる場合のみ